川上　義博	参議院議員	ビジョン21
中屋　大介	衆議院議員	中屋大介後援会
吉川　沙織	参議院議員	吉川さおり後援会

主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都世田谷区弦巻五―六―一六
主たる事務所の所在地	山口県宇部市西梶返三―一一―八	福岡県福岡市博多区千代四―二九―四九
主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都千代田区神田駿河台三―六

○総務省告示第三百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年八月三十日

総務大臣　川端　達夫

法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
岡本　芳郎	衆議院議員	眉山芳友会	東京都三鷹市下連雀五―五―一	岡本　芳郎	二四、六、五
鈴木　啓功	衆議院議員	鈴木ひろのり後援会	山形県米沢市桜木町三―七七	鈴木　啓功	二四、五、二五
日森　文尋	参議院議員	日森文尋政治経済研究所	埼玉県さいたま市浦和区高砂三―三七―五	日森　文尋	二四、五、二八
米　正剛	衆議院議員	日本の進路21	鹿児島県鹿屋市船間町二八六五―五	米　正剛	二四、四、二三

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第二号

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（平成十九年総務省、厚生労働省、経済産業省、財務省、農林水産省、国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表し、平成二十四年八月三十日から施行する。

平成二十四年八月三十日

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　羽田雄一郎

第5に次のように加える。

6　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、地域産業資源活用事業の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。ただし、法令や通知等により、企業会計審議会や企業会計基準委員会により公表されている企業会計の基準等に従うこととされている場合には、当該基準等に拠るものとする。

○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第三号

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する基本方針（平成二十年法律第三十八号）第三条第一項の規定に基づき、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（平成二十年総務省、厚生労働省、経済産業省、財務省、農林水産省、国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表し、平成二十四年八月三十日から施行する。

平成二十四年八月三十日

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　羽田雄一郎

第二の3中「農商工等連携事業の促進」を「海外において農商工等連携事業の促進」に改め、「地域力連携拠点や」を削り、第二の3に次のように加える。

(5)　国内の事業基盤の維持

国は、海外における農商工等連携のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。

(6)　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、農商工等連携事業の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。ただし、法令や通知等により、企業会計審議会や企業会計基準委員会により公表されている企業会計の基準等に従うこととされている場合には、当該基準等に拠るものとする。

○総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（平成十七年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表し、平成二十四年八月三十日から施行する。

平成二十四年八月三十日

総務大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　羽田雄一郎

第2の3各号列記以外の部分中「経営革新」を「海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新」に改め、第2の3二中「中小企業診断士、会計士」を「認定経営革新等支援機関」に改め、第2の3二を第2の3三とし、第2の3一を第2の3二とし、第2の3二の前に次のように加える。

一　国内の事業基盤の維持

国や都道府県は、海外における経営革新のための事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業が国内において本社の維持等に努めるよう促すものとする。